

… 知っていますか? クーリング・オフ ………………

クーリング・オフは、契約した後、冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフできる取り引きは主に下表のものです。

ただし、取引内容によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

#### クーリング・オフできる取り引きとその内容

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅など店舗以外の場所での契約(キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールスでは店舗契約を含む)	
訪問購入(訪問買取)	業者が消費者の自宅などを訪ねて物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	原則8日間
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介、サービスを一定期間継続する5万円を超える契約(エステ・美容医療は1ヶ月を超えるもの、その他は2ヶ月を超えるもの)	
連鎖販売取引	マルチ商法(ネットワークビジネス)	原則20日間
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法など	

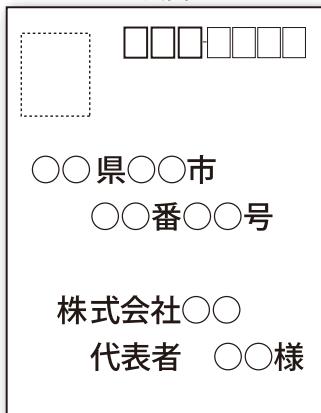
※期間は契約書などの法定書面を受け取った日から起算します。

## クーリング・オフ通知の書き方と注意点

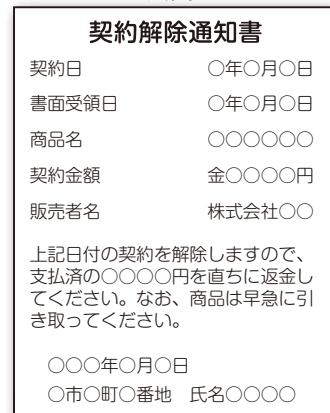
- ▶ クーリング・オフは必ず、はがきなど書面で通知しましょう。
  - ▶ 簡易書留、特定記録郵便など記録が残る方法で送付しましょう。
  - ▶ クレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング・オフの書面を出しておきましょう。
  - ▶ 書面を作成したら、両面ともコピーを取つて契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

#### はがきで通知する際の記載例

表面



裏面



## 市長からのメッセージ

消費者を取り巻く環境は、情報化や国際化の進展、少子高齢化などにより年々変化しており、高齢者を狙ったはがき等による架空請求が多発していることに加え、最近では新型コロナウイルス感染症に関連した消費者トラブルや、市職員をかたつた還付金等に関する不審な電話も発生しています。

これらのさまざまな消費者トラブルに対応するため、本市においては、平成19年1月に消費生活センターを開設後、専門の相談員を配置して相談、助言

などを行うとともに、広報紙、ホームページ、出前講座の開催等による啓発に努めています。

今後とも、消費者トラブル未然防止のため、市民が信頼できる身近な相談窓口としての機能を充実・強化するとともに、警察署等の関係機関と連携した啓発活動を活発に行うなど、市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、消費者行政の推進に取り組んでまいります。

津市長 前葉 泰幸